

問題解決

当会の日本郵船健保へ不払い問題注意に対し、平成21年5月19日、厚生労働省保険局医療課長から日本郵船健保あて「柔道整復施術療養費にかかる取扱いについて」が通知

保医発第0519001号

平成21年5月19日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働省保険局医療課長

柔道整復施術療養費にかかる取扱いについて

健康保険においては、保険医療機関が被保険者に対して療養の給付を行うことが原則とされる一方、健康保険法第87条第1項により、保険者は、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき又は保険医療機関以外の者から診療、手当等を受けたことがやむを得ないと認めるときは、その費用の一部を療養費として支給できることとされている。

柔道整復施術療養費については、かつて整形外科を担う医師が少なかったこと、柔道整復師は脱臼又は骨折に対する応急手当をすることがあり、その場合には柔道整復師法第17条により医師の同意を要しないこととされていること等を踏まえ、被保険者が施術に係る費用の負担を心配することなく、傷病に対する手当等を迅速に利用することを可能とする観点から、例外的に受領受任払いの実施が認められているところである。

そのため、「急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫に対する施術」については、

- ① 健康保険法第87条第1項により、「保険者が療養の給付等を行うことが困難であると認めるとき」に該当する場合のほか。
- ② ①に該当しない場合であっても、同項の「保険者がやむを得ないものと認めるとき」に該当するもの

として療養費が支給されるものであり、また、支払の方法については、受領受任払いの実施により被保険者が窓口で一部負担金相当を支払うことで、療養の給付と同じように現物給付が行われているところである。

貴職におかれましては、これまでの協議のとおり、柔道整復施術療養費の支給決定の取扱いに関し、他と異なる扱いを行うのは、国民が平等に給付を受けることができる健康保険制度の目的等から適切ではないことから、これらのことを踏まえ適切に対応するようお願いする。